

発行要項

I. 2010年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

1. 種類

当社が Citigroup Global Markets Limited（以下「割当先」という。）との間で 2007 年 8 月 6 日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）付をもって締結する買取契約（以下「買取契約」という。）に基づき発行する 2010 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権付社債の券面及びその数量

(1) 券面

本新株予約権付社債につき、本新株予約権付社債を表章する利札付の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとし、本新株予約権付社債券は無記名式とする。

(2) 数量

本新株予約権付社債券の数量は 1,000 枚とする。なお、確定新株予約権付社債券が発行されるまで、本新株予約権付社債の発行総額を表章する包括新株予約権付社債券 1 枚を発行する。また、本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て代替新株予約権付社債券を発行することがある。

3. 本社債の額面金額及び発行総額

(1) 各本社債の額面金額

100,000,000 円。なお、上記 2. (2)記載の包括新株予約権付社債券の場合は、当該包括新株予約権付社債券が表章する本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額とする。

(2) 本社債の発行総額（額面金額総額）

1,000 億円及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額

4. 本社債の利率

2009 年 5 月 27 日の利払日までの下記 7. に定める各利払日には、本社債の額面金額に対して年率 1.6%の利息を支払い、2010 年 5 月 31 日の利払日には、下記 7. に定める当該利払日に利息が支払われない場合を除き、本社債の額面金額に対して年率 3.0%の利息を支払う。

5. 各本社債の払込金額

本社債額面金額の 100%

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

6. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

2010年5月31日（償還期限）に本社債額面金額の100%の価額に、満期償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息（もしあれば）を付して償還する。

(2) 繰上償還

(イ) 当社の選択による繰上償還

① 2009年5月27日までの繰上償還

当社は、2009年5月27日（当日を含む。）までの間いつでも、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対し、繰上償還日から9日以上事前の繰上償還の通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、残存する本社債の全部又は一部を、当該通知において繰上償還日として指定された日に、本社債額面金額の103.5%の価額に本社債に係る追加金（もしあれば）及び当該繰上償還日までの未払経過利息（もしあれば）を付して、繰上償還することができる。

② 2009年5月28日以降の繰上償還

当社は、2009年5月28日（当日を含む。）以降、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対し、繰上償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可。）を、当該通知において繰上償還日として指定された日に、本社債額面金額の100%の価額に本社債に係る追加金（もしあれば）及び当該繰上償還日までの未払経過利息（もしあれば）を付して、繰上償還することができる。但し、本②に基づく繰上償還は、当該繰上償還に係る事前の通知がなされた日に先立つ30日以内の日を末日とする10連続取引日のうち、少なくとも8取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が1,000円（下記12.(4)に準じて調整される。）以上であった場合に限る。

③ 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し下記22.(1)記載の特約に基づく追加金の支払の義務があること及び当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ないことを当社が本新株予約権付社債所持人に了解させた場合、当社は、その選択により、いつでも、本新株予約権付社債所持人に対して、本新株予約権付社債の要項に定める手続に従い、繰上償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可。）を本社債額面金額の100%の価額に当該繰上償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息（もしあれば）を付して、繰上償還することができる。但し、当社がかかる義務により追加金の支払をなすこととなる最初の日の90日前の日より前には上記通知をなすこ

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

とはできない。

また、かかる通知がなされた時点で残存する本社債の額面金額総額が発行時の本社債の額面金額総額の 10%以上の場合、各本新株予約権付社債所持人は、当社に対して当該繰上償還日の 20 日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債所持人の保有する本社債については繰上償還されないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該繰上償還日後の当該本社債の元本、割増価格又は利息の支払につき下記 22. (1) 記載の特約に基づく追加金の支払の義務を負わず、当該繰上償還日後の当該本社債に関する支払は公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

(n) 強制繰上償還

① 当社が組織再編行為を行う場合の繰上償還

組織再編事由（以下に定義する。）が発生した場合、当社は、本新株予約権付社債所持人に対し、繰上償還日から東京における 30 営業日以内の事前の繰上償還の通知を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可。）を、当該通知において繰上償還日として指定された日（但し、当該組織再編事由に係る組織再編行為（以下に定義する。）の効力発生日より前の日に限る。）に、以下に定める償還金額に本社債に係る追加金（もしあれば）及び未払経過利息（もしあれば）を付して、繰上償還するものとする。

但し、かかる当社の繰上償還の義務は、当社が本新株予約権付社債所持人に対し、(i)当社が下記 22. (3) (i)の規定に従った措置を講ずることが可能でない旨、又は(ii)当社が承継会社等（以下に定義する。）の普通株式が当該組織再編行為の効力発生日以降 14 日以内に上場（下記 22. (3) (n)に定義する。）されない旨のいずれかが記載された代表取締役の証明書をもって通知を行った場合に限り発生するものとする。当社は、当社取締役会が上記証明書に記載されるべき(i)又は(ii)いずれかの事態が存在すると判断する場合は、上記証明書及び上記繰上償還の通知を交付しなければならない。また、当該組織再編行為の効力発生日の 14 日後の日（当日を含む。）までに上記(i)の措置が講じられていない場合又は承継会社等の普通株式が上場されていない場合には、当社は、本新株予約権付社債所持人に対して、東京における 30 営業日以内の事前の繰上償還の通知を行った上で（但し、当該通知は当該組織再編行為の効力発生日の 14 日後の日（当日を含む。）から東京における 7 営業日以内に行われるものとする。）、本社債を、当該通知において繰上償還日として指定された日に、以下に定める償還金額に本社債に係る追加金（もしあれば）及び未払経過利息（もしあれば）を付して、繰上償還するものとする。

上記繰上償還に適用される償還金額は、参照パリティ及び繰上償還日に応じて下記の表に従って決定され、本社債の額面金額に対する割合（百分率）として表示される。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

償還金額(%)

償還日	参照パリティ					
	80.00	90.00	100.00	110.00	120.00	130.00
2009年5月 27日	103.50	103.50	103.50	103.50	103.50	103.50
2009年11 月30日	101.99	104.37	108.76	115.02	123.21	132.00
2010年5月 31日	103.00	103.00	103.00	110.00	120.00	130.00

償還日が2009年5月28日より前の場合、上記繰上償還に適用される償還金額は、本社債額面金額の103.5%の価額とする。

上記の表において、参照パリティは、(i)当該組織再編行為に関して当社普通株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を、当該組織再編行為に係る組織再編事由の発生日時点で有効な転換価額で除して得られた値を百分率にて表示し、0.01%未満を四捨五入した値とし、(ii)上記(i)以外の場合には、会社法に基づいて当社の取締役会において当該組織再編行為の条件（当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む。）が承認された日、又は取締役会において承認された日より後の日に当該組織再編行為の条件が公表される場合には当該公表の日の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値を百分率にて表示し、0.01%未満を四捨五入した値とする。参照パリティ又は繰上償還日が上記の表に記載されていない場合、償還金額は、以下の方法により算出される。

- (a) 参照パリティが上記の表の第1列目に記載された2つの値の間の値である場合、及び/又は、繰上償還日が上記の表に記載された2つの日付の間の日である場合、償還金額は、かかる2つのパリティ及び/又はかかる2つの日付に対応する上記の表中の数値に基づきかかる2つの日付の間の実際の日数を基準として線形補間により算出した数値（0.01%未満は四捨五入）とする。
- (b) 参照パリティが上記の表の第1列目の最も右に記載された値より高い場合、参照パリティはかかる値と同一とみなされる。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

- (c) 参照パリティが上記の表の第1列目の最も左に記載された値より低い場合、償還金額は100.00%とする。

但し、この場合における償還金額は、額面金額の130.00%を上限とし、上記の表及び(a)ないし(c)の方法に従って算出された値が130.00%を超える場合、償還金額は130.00%とする。また、償還金額は、額面金額の100.00%を下限とし、上記の表及び(a)ないし(c)の方法に従って算出された値が100.00%未満となる場合、償還金額は100.00%とする。

「組織再編事由」とは、(i)当社による合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）に関する合併契約が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当該合併について当社の取締役会決議がなされた場合）、(ii)当社の事業の全部譲渡若しくは実質的な全部譲渡（本新株予約権付社債に基づく当社の義務を他の会社に移転又は承継させる場合に限る。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当該事業の全部譲渡若しくは実質的な全部譲渡について当社の取締役会決議がなされた場合）、(iii)当社による新設分割若しくは吸収分割（本新株予約権付社債に基づく当社の義務を他の会社に移転又は承継させる場合に限る。）に関する新設分割計画若しくは吸収分割契約が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当該新設分割若しくは吸収分割について当社の取締役会決議がなされた場合）、(iv)当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合（株主総会決議が不要の場合は、当該株式交換若しくは株式移転について当社の取締役会決議がなされた場合）、又は(v)日本法に定められたその他の組織再編行為（本新株予約権付社債に基づく当社の義務が他の者に移転又は承継されるものに限る。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当該組織再編行為について当社の取締役会決議がなされた場合）をいい、上記合併、事業譲渡、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転及びその他の組織再編行為を併せて、以下「組織再編行為」と総称する。また、上記合併後存続又は設立する会社、当社の事業を譲り受ける会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社、及びその他の組織再編行為により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社を併せて、以下「承継会社等」と総称する。

② 上場廃止等による繰上償還

- (i) 証券取引法（金融商品取引法を含む。以下同じ。）に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii) 当社が、証券取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を公に表明し、(iii) 当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力を尽くす旨を公表した場合を除く。）、かつ(iv)当該公開買付けにより公開買付者が、当社普通株式が上場廃止となる、若しくは当社普通株式が上場する証券取引所の定める上場廃止基準に該当することとなる、又はそれらの可能性を生じさせる数の当社普通株式を取得した場合には、当社は、本新株予約権付社債所持人に対し、可及的速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から 14 日以内とする。）事前の繰上償還の通知を行うものとし、当該通知において繰上償還日として指定された日（但し、当該通知の日から東京における 14 営業日以上 30 営業日以内の日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可。）を上記①記載の繰上償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額に本社債に係る追加金（もしあれば）及び未払経過利息（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本②に定める当社の繰上償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編行為に係る組織再編事由が当該取得日から 60 日以内に発生しなかった場合には、当社は、本新株予約権付社債所持人に対して、当該 60 日の末日から 14 日以内に事前の繰上償還の通知を行うものとし、当該通知において繰上償還日として指定された日（但し、当該通知の日から東京における 14 営業日以上 30 営業日以内の日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可。）を本②に定める償還金額に本社債に係る追加金（もしあれば）及び未払経過利息（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。

(ハ) 本新株予約権付社債所持人の選択による繰上償還（支配権変更事由による繰上償還）

支配権変更事由（以下に定義する。）が発生した場合、かかる支配権変更事由が上記(ロ)①記載の組織再編事由をも構成する場合であっても、本新株予約権付社債所持人は、その選択により、当社に対し、その保有する本社債の全部（一部は不可。）を、(i)2009年5月27日（当日を含む。）までの場合は本社債額面金額の103.5%の価額、また(ii)2009年5月28日（当日を含む。）以降の場合は上記(ロ)①記載の繰上償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額に、本社債に係る追加金（もしあれば）及び未払経過利息（もしあれば）を付して、繰上償還することを請求することができる。かかる繰上償還の請求をするためには、当該本社債の所持人は、(i)支配権変更事由が発生した日から30日後の日、又は(ii)当社が本新株予約権付社債所持人に対しかかる支配権変更事由に関して通知を行った日から30日後の日のうちいずれか遅い日までに、所定の償還請求通知書とともに繰上償還される本社債に係る社債券を下記8.に定める本社債の支払代理人（以下「支払代理人」という。）の営業所に預託しなけ

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

ればならない。かかる繰上償還の日は、上記繰上償還の請求期限が経過した日の 14 日後の日とする。

かかる本新株予約権付社債所持人による償還請求は、取り消すことはできないものとし、当社は、当該償還請求に係る償還請求通知書に記載された本社債を繰上償還するものとする。

当社は、支配権変更事由の発生を認識したときは、東京における 5 営業日以内（但し、当社が当社の株主に対し当該支配権変更事由に関する通知を行う日又はそれより前であることを要する。）に、本新株予約権付社債所持人に対し、支配権変更事由の詳細等を通知しなければならない。

「支配権変更事由」とは、個人又は共同で行為する複数の者が当社の支配権を取得した場合をいう。かかる定義において、「支配権」とは、当社の発行済株式に係る議決権の 50%超、又は当社の取締役会若しくはその他の統治機関の構成員の全員若しくは過半数についての任命権若しくは罷免権を、直接又は間接を問わず、及び株式の保有、議決権の所有、契約その他の形態を通してであるかを問わず、取得又は支配すること/大量保有報告書又はその変更報告書に記載される株券等保有割合が 50%超となる数の株券等を取得することを意味し、「個人又は複数の者」は、個人、会社、法人、企業、パートナーシップ、合弁会社、事業、協会、組織、信託、国家又は政府機関（それぞれ、独立した法人であるか否かを問わない。）を含むが、当社の取締役会若しくはその他の統治機関の構成員又は当社の直接若しくは間接の完全子会社を含まない。

当社が上記(ロ)①若しくは②に従い本社債の全部について償還通知を行い、又は下記 22. (3) 及び(4) に基づく措置を講じた場合、本新株予約権付社債所持人は償還請求を行うことができないものとする。

(二) 繰上償還の優先順位

当社が上記記載の複数の事由により本社債を繰上償還する権利を有し又は義務を負う場合、繰上償還は以下の優先順位（下位の事由による繰上償還の通知が既になされている場合でも同様とする。）にて行うものとする。

第 1 順位	(2) (ロ)①及び(ハ)
第 2 順位	(2) (ロ)②
第 3 順位	(2) (イ)①及び②
第 4 順位	(2) (イ)③

(3) 買入消却

当社及びその子会社は、随時本新株予約権付社債（利札を含む。）を買い入れることができる。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

当社又はその子会社が本新株予約権付社債（利札を含む。）を買い入れた場合には、当社は、いつでもその選択により（当社の子会社が買い入れた場合には、当該当社子会社より消却のために当該本新株予約権付社債（利札を含む。）の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債をすべての期限未到来の利札とともに消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は下記 17. に基づき行使できなくなることに
より消滅する。

(4) 債務不履行等による強制償還

当社が Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) その他当該契約に記載された者との間で 2007 年 8 月 31 日付をもって締結する代理契約（以下「代理契約」という。）又は本社債（利札を含む。）に関する義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合で、かついずれかの本新株予約権付社債券所持人が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより支払代理人に対しその保有する本社債の期限の利益の喪失の通知を書面にて行った場合、当社は、当該本社債につき期限の利益を失い、当該本社債を本社債額面金額の 100% の価額に追加金（もしあれば）及び未払経過利息（もしあれば）を付して、直ちに償還しなければならない。

(5) 償還の場所

償還場所は、支払代理人の日本国外における所定の営業所である。

(6) 償還の方法

償還日が営業日でないときは、その翌営業日に支払を行う。但し、かかる支払の繰下げにより、その金額の調整は行わない。

7. 本社債の利息支払の方法及び期限

2007 年 8 月 31 日（当日を含む。）から 2009 年 5 月 27 日（当日を含まない。）までの期間については、毎年 5 月 27 日に各 1 年分の利息を支払う（年 1 回後払い）。但し、最初の利払いは、2008 年 5 月 31 日に、2007 年 8 月 31 日（当日を含む。）から 2008 年 5 月 27 日（当日を含まない。）までの期間について、各本社債の額面 100,000,000 円につき 1,186,667 円の利息を支払うものとする。

2009 年 5 月 27 日（当日を含む。）から 2010 年 5 月 31 日（当日を含まない。）までの期間については、2010 年 5 月 31 日に当該期間に対応する利息を支払う（後払い）。かかる期間に係る利息については、2010 年 5 月 31 日にのみ支払われるものとし、上記 6. (4) に定める債務不履行等による強制償還の場合を除き、未払経過利息の支払いは行われぬものとする。また、当該利息の支払いは、VWAP 平均値（以下に定義する。）が 900 円（ただし、下記 12. (4) に準じて調整される。）を上回っていた場合には、行われぬものとする。

「VWAP 平均値」とは、2010 年 5 月 18 日（当日を含む。）を最終日とする 10 連続取引日（ただし、かかる 10 連続取引日中に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

加重平均価格（以下「VWAP」という。）が算出されない取引日があるときは、当該 10 連続取引日に加えて当該 10 連続取引日後の上限 2 取引日までを含めて計算する。ただし、当該 10 連続取引日中に VWAP が算出されない取引日が 3 取引日以上ある場合であっても、2 取引日を超えて当該 10 連続取引日後の取引日を含めて計算することはしないものとする。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の VWAP の平均値を指すものとする。

各本社債の利息は、(i) 当該本社債に係る本新株予約権が行使された場合には当該行使の効力発生日の直前の利払日後、又は(ii) 本新株予約権付社債が償還された場合には償還期日後には、これを付さない。ただし、(ii) の場合において、適的な呈示がなされたにもかかわらず、支払われるべき金額の全額の支払いが不当に留保又は拒絶された場合は、この限りでない。

利払日が営業日でないときは、その翌営業日に支払を行う。ただし、かかる支払の繰下げにより、その金額の調整は行わない。利息の支払場所は、支払代理人の日本国外における所定の営業所である。

8. 本社債の支払代理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

9. 本社債の担保又は保証

該当なし

10. 本新株予約権の割当日及び本社債の払込期日

2007 年 8 月 31 日

11. 発行場所

連合王国ロンドン市

12. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

(1) 種類

当社普通株式

(2) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を下記(3)及び(4)に定める転換価額で除した数とする。但し、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

本新株予約権が行使された場合、当該行使の効力発生日の直前の利払日から当該効力発生日までの間の当該本新株予約権に係る本社債の経過利息に関しては、調整は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(3) 当初転換価額

900 円とする。

(4) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合等を除く。）には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

13. 本新株予約権の数

(1) 発行する本新株予約権の総数

各本社債に付する本新株予約権の数は 1 個とする。従って、本新株予約権の総数は、1,000 個及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を 100,000,000 円で除した個数の合計数となる。

(2) 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は 1 個とする。

14. 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

15. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権 1 個の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

(2) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

16. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡は

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

できず、本新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了しこれに伴い本新株予約権は消滅する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、上記 12. (3)記載の当初転換価額及び本新株予約権が 2009 年 5 月 27 日まで行使できないことを前提とした本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

17. 本新株予約権を行使することができる期間

2009 年 5 月 28 日から 2010 年 5 月 24 日における下記 28. (1)記載の新株予約権行使受付代理人の営業終了時（行使請求地時間）までとする。

但し、(a)当社が上記 6. (2) (イ)①、②若しくは③又は上記 6. (2) (ロ)①若しくは②のいずれかにより本社債を繰上償還する場合（上記 6. (2) (イ)③ただし書記載の繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。）には、繰上償還日の東京における 3 営業日前の日における下記 28. (1)記載の新株予約権行使受付代理人の営業終了時（行使請求地時間）後、(b)本社債が上記 6. (2) (ハ)により繰上償還される場合には、償還請求通知書が本新株予約権付社債の要項に従って上記 8. 記載の本社債の支払代理人の営業所に預託された時より後、(c)上記 6. (3)記載の買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時より後、(d)当社が上記 6. (4)に定めるところにより本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日後は、それぞれ、本新株予約権を行使することはできないものとする。

但し、(x)いかなる場合も 2010 年 5 月 24 日より後は本新株予約権を行使することはできないものとし、また、(y)当社が組織再編行為を実行するために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、本新株予約権は、当社が定める期間（かかる期間は、30 日を超えることはできず、当該組織再編行為の効力発生日以降 14 日以内に終了するものとする。）は行使することができないものとする。当社は、本新株予約権付社債所持人に対して、上記(y)記載の本新株予約権の行使の停止を決定した旨及び停止期間を、当該停止期間が開始する 30 日以上前に通知するものとする。

18. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

19. 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

20. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

21. 本新株予約権の行使の効力

下記 28. (1) 記載の新株予約権行使受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、その他行使請求に必要な条件（利払日が到来していない利札が欠けている場合において、当該利札に係る利息の券面額を支払うことを含む。）が満たされた日の午後 11 時 59 分に本新株予約権の行使の請求があったものとみなされ、従って、本新株予約権の行使の効力は、かかる時刻（日本においては当該時刻に相当する翌暦日における時刻）に発生する。

22. 特約

(1) 追加支払

本社債の元本、割増価格及び利息に関する支払につき、日本国又はその他日本の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法令により要求される場合、当社は、本新株予約権付社債の要項に従い、一定の場合を除き、本新株予約権付社債所持人及び利札所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように追加金を支払う。

(2) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社は、負債若しくは負債に関する保証債務若しくは補償債務を担保する目的で、又は負債について保証若しくは補償する目的で、その現在又は将来の事業、資産又は収益の全部又は一部にいかなる担保も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、(a) 本新株予約権付社債にも同様の担保が付される場合、又は (b) 本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された担保権、保証、補償その他の取決めが付与されている場合は、この限りでない。

また、(i) 当社若しくは当社の主要子会社の国際協力銀行、日本政策投資銀行若しくは独立行政法人雇用・能力開発機構その他類似の団体との契約による負債に関する担保で、かかる担保が法律の定めにより生じる場合、(ii) 法律の定めにより生じた担保、(iii) 払込期日後に当社若しくは当社の主要子会社が取得した資産に付され、若しくはかかる資産に影響を及ぼす担保で、かかる担保が当社若しくは当社の主要子会社が当該資産を取得した日より前に設定された場合、若しくはかかる担保が当該資産の取得のために設定された（但し、当該担保が、かかる担保設定により調達された負債を用いて取得された資産以外の財産を対象としない場合に限る。）場合、(iv) 当社の資金調達のために、確立された実務慣行に従い行われる証券化その他の取決めに応じて、限定され若しくは限定され得る資産について設定され若しくは設定された担保、(v) 払込期日に存在する担保、若しくは払込期日に存在する担保の全部若しくは一部について延長され、更新され若しくは切り替えられる担保（但し、当該延長され、更新され若しくは切り替えられる担保が設定される資産の市場価値が、当該払込期

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

日に存在する担保が設定される資産の市場価値を超えない場合を除く。)、又は(vi) (iii)から(v)までに列挙された担保に加えて、1件あたり1,000億円を超えない負債(当該負債に係る件数は限定されないものとする。)に関する担保については、上記の担保設定制限は適用しない。

(3) 当社が組織再編行為を行う場合の特約

当社による組織再編行為について提案がなされた場合、当社は、本新株予約権付社債所持人に対して、本新株予約権付社債の要項に従い、かかる提案及び本新株予約権付社債に関する提案について通知を行うものとする。かかる通知には予定される当該組織再編行為の効力発生日を明記するものとする。かかる提案又は予定される当該組織再編行為の効力発生日が決定されていない場合は、当該通知にその旨記載するものとする。その後、当該組織再編行為の効力発生日が変更され又は決定されたときは、同様に本新株予約権付社債所持人に対し通知を行うものとする。また、組織再編事由が発生した場合、当社はさらに、本新株予約権付社債所持人に対して、本新株予約権付社債の要項に従い、その旨及び本新株予約権付社債に関する当社の提案について通知を行うものとする。

- (イ) 組織再編事由が発生した場合、(i)その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果)法律上実行可能であり、(ii)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ(iii)その実行のためにその全体に照らして当社が不合理であると判断する費用や支出(租税債務を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせることがない限りにおいて、当社は、承継会社等をして、本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権(以下「承継会社等の新株予約権」という。)の交付をさせるよう最善の努力を尽くすものとする。かかる承継会社等の新株予約権の交付は、当該組織再編行為の効力発生日において、又は、当該組織再編行為の効力発生日以降に承継会社等が設立される株式交換、株式移転、吸収分割若しくは新設分割の場合は、当該組織再編行為の効力発生日以降14日以内の実務的に可能な最も早い日において、その効力を生ずるものとする。
- (ロ) 上記(イ)に定める事項に関して、当社は、当該組織再編行為の効力発生日又は上記(イ)に定める承継会社等の新株予約権の交付日のうちいずれか遅い日に、承継会社等の普通株式が、日本の証券取引所に上場され、又は日本の証券取引市場において取引相場を有し若しくは取引されている(以下「上場」と総称する。)ように、最善の努力を尽くすものとする。
- (ハ) 本(3)に定める当社の義務は、上記6.(2)(ロ)①に定める当社の償還通知が交付された場合には、発生しないものとする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(4) 上記(3)に定める承継会社等の新株予約権は、以下の条件に基づきそれぞれ交付されるものとする。

(イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予約権付社債所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記12.(4)と同様な調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の公正な市場価値（独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。）を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益（独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。）を受領できるように、転換価額を定める。

(ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権 1 個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

(ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

2009 年 5 月 28 日、又は当社若しくは承継会社等が指定する当該組織再編行為の効力

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

発生日以降 14 日以内の実務的に可能な最も早い日のうちいずれか遅い日から、上記 17. に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項

承継会社等の新株予約権の取得条項は定めない。

(チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(イイ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(リ) 組織再編行為が生じた場合

上記(3)及び本(4)に準じて決定する。

(ヌ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する当社普通株式の数につき、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

23. 本新株予約権の行使により交付する株式に端数が生じた場合の処理

上記 12. (2)記載のとおり、本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数につき、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

24. 記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債所持人は、本新株予約権付社債券について、記名式の新株予約権付社債券とすることを請求することはできないものとする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

25. 準拠法
英国法
26. 募集方法
買取契約に基づき、発行する本新株予約権付社債のすべてを Citigroup Global Markets Limited に割り当てる。
27. 上場
該当なし。
28. 新株予約権行使受付代理人及びカストディアン
(1) 新株予約権行使受付代理人
Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.
(2) カストディアン
Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.
29. 手取金の使途
本調達による発行手取金は、2009 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下、「既発行新株予約権付社債」という。）の償還資金に全額充当する予定であり、既発行新株予約権付社債が償還されるまでの間、リスクの低い商品により運用する予定である。既発行新株予約権付社債が転換される場合、当社は既発行新株予約権付社債の転換額に応じて本新株予約権付社債の繰上償還を行うことを予定している。
30. 授権株式数の留保
当社は、本新株予約権の権利行使が可能な期間中いかなる時においても、残存する本新株予約権の全部が行使された場合に発行される株式数を、当社の授権済未発行株式中に又は自己株式として留保する。
31. 本新株予約権付社債の募集及び発行は、未決定事項の決定並びに日本及びその他関係諸国における各種の適用法令に基づく届出及び許認可を条件とする。

II. 2011 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

1. 種類

当社が Citigroup Global Markets Limited（以下「割当先」という。）との間で 2007 年 8 月 6 日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）付をもって締結する買取契約（以下「買取契約」という。）に基づき発行する 2011 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

2. 本新株予約権付社債の券面及びその数量

(1) 券面

本新株予約権付社債につき、本新株予約権付社債を表章する利札付の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとし、本新株予約権付社債券は無記名式とする。

(2) 数量

本新株予約権付社債券の数量は 1,000 枚とする。なお、確定新株予約権付社債券が発行されるまで、本新株予約権付社債の発行総額を表章する包括新株予約権付社債券 1 枚を発行する。また、本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て代替新株予約権付社債券を発行することがある。

3. 本社債の額面金額及び発行総額

(1) 各本社債の額面金額

100,000,000 円。なお、上記 2. (2) 記載の包括新株予約権付社債券の場合は、当該包括新株予約権付社債券が表章する本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額とする。

(2) 本社債の発行総額（額面金額総額）

1,000 億円及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額

4. 本社債の利率

2009 年 5 月 27 日の利払日までの下記 7. に定める各利払日には、本社債の額面金額に対して年率 1.6%の利息を支払い、2011 年 5 月 31 日の利払日には、下記 7. に定める当該利払日に利息が支払われない場合を除き、本社債の額面金額に対して年率 1.75%の利息を支払う。

5. 各本社債の払込金額

本社債額面金額の 100%

6. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

2011 年 5 月 31 日（償還期限）に本社債額面金額の 100%の価額に、満期償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息（もしあれば）を付して償還する。

(2) 繰上償還

(イ) 当社の選択による繰上償還

① 2009 年 5 月 27 日までの繰上償還

当社は、2009 年 5 月 27 日（当日を含む。）までの間いつでも、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対し、繰上償還日から 9 日以上的事前の繰上償還の通知

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部又は一部を、当該通知において繰上償還日として指定された日に、本社債額面金額の104%の価額に本社債に係る追加金(もしあれば)及び当該繰上償還日までの未払経過利息(もしあれば)を付して、繰上償還することができる。

② 2009年5月28日以降の繰上償還

当社は、2009年5月28日(当日を含む。)以降、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対し、繰上償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可。)を、当該通知において繰上償還日として指定された日に、本社債額面金額の100%の価額に本社債に係る追加金(もしあれば)及び当該繰上償還日までの未払経過利息(もしあれば)を付して、繰上償還することができる。但し、本②に基づく繰上償還は、当該繰上償還に係る事前の通知がなされた日に先立つ30日以内の日を末日とする10連続取引日のうち、少なくとも8取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が1,000円(下記12.(4)に準じて調整される。)以上であった場合に限る。

③ 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し下記22.(1)記載の特約に基づく追加金の支払の義務があること及び当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ないことを当社が本新株予約権付社債所持人に了解させた場合、当社は、その選択により、いつでも、本新株予約権付社債所持人に対して、本新株予約権付社債の要項に定める手続に従い、繰上償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可。)を本社債額面金額の100%の価額に当該繰上償還日(当日を含まない。)までの未払経過利息(もしあれば)を付して、繰上償還することができる。但し、当社がかかる義務により追加金の支払をなすこととなる最初の日の90日前の日より前には上記通知をなすことはできない。

また、かかる通知がなされた時点で残存する本社債の額面金額総額が発行時の本社債の額面金額総額の10%以上の場合、各本新株予約権付社債所持人は、当社に対して当該繰上償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債所持人の保有する本社債については繰上償還されないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該繰上償還日後の当該本社債の元本、割増価格又は利息の支払につき下記22.(1)記載の特約に基づく追加金の支払の義務を負わず、当該繰上償還日後の当該本社債に関する支払は公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(ロ) 強制繰上償還

① 当社が組織再編行為を行う場合の繰上償還

組織再編事由（以下に定義する。）が発生した場合、当社は、本新株予約権付社債所持人に対し、繰上償還日から東京における 30 営業日以内の事前の繰上償還の通知を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可。）を、当該通知において繰上償還日として指定された日（但し、当該組織再編事由に係る組織再編行為（以下に定義する。）の効力発生日より前の日に限る。）に、以下に定める償還金額に本社債に係る追加金（もしあれば）及び未払経過利息（もしあれば）を付して、繰上償還するものとする。

但し、かかる当社の繰上償還の義務は、当社が本新株予約権付社債所持人に対し、(i)当社が下記 22. (3) (イ)の規定に従った措置を講ずることが可能でない旨、又は(ii)当社が承継会社等（以下に定義する。）の普通株式が当該組織再編行為の効力発生日以降 14 日以内に上場（下記 22. (3) (ロ)に定義する。）されない旨のいずれかが記載された代表取締役の証明書をもって通知を行った場合に限り発生するものとする。当社は、当社取締役会が上記証明書に記載されるべき(i)又は(ii)いずれかの事態が存在すると判断する場合は、上記証明書及び上記繰上償還の通知を交付しなければならない。また、当該組織再編行為の効力発生日の 14 日後の日（当日を含む。）までに上記(i)の措置が講じられていない場合又は承継会社等の普通株式が上場されていない場合には、当社は、本新株予約権付社債所持人に対して、東京における 30 営業日以内の事前の繰上償還の通知を行った上で（但し、当該通知は当該組織再編行為の効力発生日の 14 日後の日（当日を含む。）から東京における 7 営業日以内に行われるものとする。）、本社債を、当該通知において繰上償還日として指定された日に、以下に定める償還金額に本社債に係る追加金（もしあれば）及び未払経過利息（もしあれば）を付して、繰上償還するものとする。

上記繰上償還に適用される償還金額は、参照パリティ及び繰上償還日に応じて下記の表に従って決定され、本社債の額面金額に対する割合（百分率）として表示される。

償還金額(%)

償還日	参照パリティ					
	80.00	90.00	100.00	110.00	120.00	130.00
2009年5月27日	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

2009年11月30日	102.66	106.52	111.72	118.13	125.63	134.02
2010年5月31日	102.72	106.18	111.14	117.56	125.23	133.65
2010年11月30日	102.51	104.87	109.24	115.55	123.71	133.40
2011年5月31日	103.50	103.50	103.50	110.00	120.00	130.00

償還日が2009年5月28日より前の場合、上記繰上償還に適用される償還金額は、本社債額面金額の104%の価額とする。

上記の表において、参照パリティは、(i)当該組織再編行為に関して当社普通株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を、当該組織再編行為に係る組織再編事由の発生日時点で有効な転換価額で除して得られた値を百分率にて表示し、0.01%未満を四捨五入した値とし、(ii)上記(i)以外の場合には、会社法に基づいて当社の取締役会において当該組織再編行為の条件（当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む。）が承認された日、又は取締役会において承認された日より後の日に当該組織再編行為の条件が公表される場合には当該公表の日の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値を百分率にて表示し、0.01%未満を四捨五入した値とする。参照パリティ又は繰上償還日が上記の表に記載されていない場合、償還金額は、以下の方法により算出される。

- (a) 参照パリティが上記の表の第1列目に記載された2つの値の間の値である場合、及び/又は、繰上償還日が上記の表に記載された2つの日付の間の日である場合、償還金額は、かかる2つのパリティ及び/又はかかる2つの日付に対応する上記の表中の数値に基づきかかる2つの日付の間の実際の日数を基準として線形補間により算出した数値（0.01%未満は四捨五入）とする。
- (b) 参照パリティが上記の表の第1列目の最も右に記載された値より高い場合、参照パリティはかかる値と同一とみなされる。
- (c) 参照パリティが上記の表の第1列目の最も左に記載された値より低い場合、償還金額は100.00%とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

但し、この場合における償還金額は、額面金額の 130.00%を上限とし、上記の表及び(a)ないし(c)の方法に従って算出された値が 130.00%を超える場合、償還金額は 130.00%とする。また、償還金額は、額面金額の 100.00%を下限とし、上記の表及び(a)ないし(c)の方法に従って算出された値が 100.00%未満となる場合、償還金額は 100.00%とする。

「組織再編事由」とは、(i)当社による合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）に関する合併契約が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当該合併について当社の取締役会決議がなされた場合）、(ii)当社の事業の全部譲渡若しくは実質的な全部譲渡（本新株予約権付社債に基づく当社の義務を他の会社に移転又は承継させる場合に限る。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当該事業の全部譲渡若しくは実質的な全部譲渡について当社の取締役会決議がなされた場合）、(iii)当社による新設分割若しくは吸収分割（本新株予約権付社債に基づく当社の義務を他の会社に移転又は承継させる場合に限る。）に関する新設分割計画若しくは吸収分割契約が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当該新設分割若しくは吸収分割について当社の取締役会決議がなされた場合）、(iv)当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合（株主総会決議が不要の場合は、当該株式交換若しくは株式移転について当社の取締役会決議がなされた場合）、又は(v)日本法に定められたその他の組織再編行為（本新株予約権付社債に基づく当社の義務が他の者に移転又は承継されるものに限る。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当該組織再編行為について当社の取締役会決議がなされた場合）をいい、上記合併、事業譲渡、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転及びその他の組織再編行為を併せて、以下「組織再編行為」と総称する。また、上記合併後存続又は設立する会社、当社の事業を譲り受ける会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社、及びその他の組織再編行為により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社を併せて、以下「承継会社等」と総称する。

② 上場廃止等による繰上償還

(i) 証券取引法（金融商品取引法を含む。以下同じ。）に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii) 当社が、証券取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を公に表明し、(iii) 当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であ

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

り続けるよう最善の努力を尽くす旨を公表した場合を除く。)、かつ(iv)当該公開買付けにより公開買付者が、当社普通株式が上場廃止となる、若しくは当社普通株式が上場する証券取引所の定める上場廃止基準に該当することとなる、又はそれらの可能性を生じさせる数の当社普通株式を取得した場合には、当社は、本新株予約権付社債所持人に対し、可及的速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から 14 日以内とする。）事前の繰上償還の通知を行うものとし、当該通知において繰上償還日として指定された日（但し、当該通知の日から東京における 14 営業日以上 30 営業日以内の日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可。）を上記①記載の繰上償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額に本社債に係る追加金（もしあれば）及び未払経過利息（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本②に定める当社の繰上償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編行為に係る組織再編事由が当該取得日から 60 日以内に発生しなかった場合には、当社は、本新株予約権付社債所持人に対して、当該 60 日の末日から 14 日以内に事前の繰上償還の通知を行うものとし、当該通知において繰上償還日として指定された日（但し、当該通知の日から東京における 14 営業日以上 30 営業日以内の日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可。）を本②に定める償還金額に本社債に係る追加金（もしあれば）及び未払経過利息（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。

(ハ) 本新株予約権付社債所持人の選択による繰上償還（支配権変更事由による繰上償還）

支配権変更事由（以下に定義する。）が発生した場合、かかる支配権変更事由が上記(ロ)①記載の組織再編事由をも構成する場合であっても、本新株予約権付社債所持人は、その選択により、当社に対し、その保有する本社債の全部（一部は不可。）を、(i)2009年5月27日（当日を含む。）までの場合は本社債額面金額の104%の価額、また(ii)2009年5月28日（当日を含む。）以降の場合は上記(ロ)①記載の繰上償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額に、本社債に係る追加金（もしあれば）及び未払経過利息（もしあれば）を付して、繰上償還することを請求することができる。かかる繰上償還の請求をするためには、当該本社債の所持人は、(i)支配権変更事由が発生した日から30日後の日、又は(ii)当社が本新株予約権付社債所持人に対しかかる支配権変更事由に関して通知を行った日から30日後の日のうちいずれか遅い日まで、所定の償還請求通知書とともに繰上償還される本社債に係る社債券を下記8.に定める本社債の支払代理人（以下「支払代理人」という。）の営業所に預託しなければならない。かかる繰上償還の日は、上記繰上償還の請求期限が経過した日の14日後の日とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

かかる本新株予約権付社債所持人による償還請求は、取り消すことはできないものとし、当社は、当該償還請求に係る償還請求通知書に記載された本社債を繰上償還するものとする。

当社は、支配権変更事由の発生を認識したときは、東京における 5 営業日以内（但し、当社が当社の株主に対し当該支配権変更事由に関する通知を行う日又はそれより前であることを要する。）に、本新株予約権付社債所持人に対し、支配権変更事由の詳細等を通知しなければならない。

「支配権変更事由」とは、個人又は共同で行為する複数の者が当社の支配権を取得した場合をいう。かかる定義において、「支配権」とは、当社の発行済株式に係る議決権の 50%超、又は当社の取締役会若しくはその他の統治機関の構成員の全員若しくは過半数についての任命権若しくは罷免権を、直接又は間接を問わず、及び株式の保有、議決権の所有、契約その他の形態を通してであるかを問わず、取得又は支配すること/大量保有報告書又はその変更報告書に記載される株券等保有割合が 50%超となる数の株券等を取得することを意味し、「個人又は複数の者」は、個人、会社、法人、企業、パートナーシップ、合弁会社、事業、協会、組織、信託、国家又は政府機関（それぞれ、独立した法人であるか否かを問わない。）を含むが、当社の取締役会若しくはその他の統治機関の構成員又は当社の直接若しくは間接の完全子会社を含まない。

当社が上記(ロ)①若しくは②に従い本社債の全部について償還通知を行い、又は下記 22. (3)及び(4)に基づく措置を講じた場合、本新株予約権付社債所持人は償還請求を行うことができないものとする。

(二) 繰上償還の優先順位

当社が上記記載の複数の事由により本社債を繰上償還する権利を有し又は義務を負う場合、繰上償還は以下の優先順位（下位の事由による繰上償還の通知が既になされている場合でも同様とする。）にて行うものとする。

第 1 順位	(2) (ロ)①及び(ハ)
第 2 順位	(2) (ロ)②
第 3 順位	(2) (イ)①及び②
第 4 順位	(2) (イ)③

(3) 買入消却

当社及びその子会社は、随時本新株予約権付社債（利札を含む。）を買い入れることができる。

当社又はその子会社が本新株予約権付社債（利札を含む。）を買い入れた場合には、当社は、いつでもその選択により（当社の子会社が買い入れた場合には、当該当社子会社より消却のた

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

めに当該本新株予約権付社債（利札を含む。）の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債をすべての期限未到来の利札とともに消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は下記 17. に基づき行使できなくなるにより消滅する。

(4) 債務不履行等による強制償還

当社が Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) その他当該契約に記載された者との間で 2007 年 8 月 31 日付をもって締結する代理契約（以下「代理契約」という。）又は本社債（利札を含む。）に関する義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合で、かついずれかの本新株予約権付社債券所持人が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより支払代理人に対しその保有する本社債の期限の利益の喪失の通知を書面にて行った場合、当社は、当該本社債につき期限の利益を失い、当該本社債を本社債額面金額の 100% の価額に追加金（もしあれば）及び未払経過利息（もしあれば）を付して、直ちに償還しなければならない。

(5) 償還の場所

償還場所は、支払代理人の日本国外における所定の営業所である。

(6) 償還の方法

償還日が営業日でないときは、その翌営業日に支払を行う。但し、かかる支払の繰下げにより、その金額の調整は行わない。

7. 本社債の利息支払の方法及び期限

2007 年 8 月 31 日（当日を含む。）から 2009 年 5 月 27 日（当日を含まない。）までの期間については、毎年 5 月 27 日に各 1 年分の利息を支払う（年 1 回後払い）。但し、最初の利払いは、2008 年 5 月 31 日に、2007 年 8 月 31 日（当日を含む。）から 2008 年 5 月 27 日（当日を含まない。）までの期間について、各本社債の額面 100,000,000 円につき 1,186,667 円の利息を支払うものとする。

2009 年 5 月 27 日（当日を含む。）から 2011 年 5 月 31 日（当日を含まない。）までの期間については、2011 年 5 月 31 日に当該期間に対応する利息を支払う（後払い）。かかる期間に係る利息については、2011 年 5 月 31 日にのみ支払われるものとし、上記 6. (4) に定める債務不履行等による強制償還の場合を除き、未払経過利息の支払いは行われぬものとする。また、当該利息の支払いは、VWAP 平均値（以下に定義する。）が 900 円（ただし、下記 12. (4) に準じて調整される。）を上回っていた場合には、行われぬものとする。

「VWAP 平均値」とは、2011 年 5 月 18 日（当日を含む。）を最終日とする 10 連続取引日（ただし、かかる 10 連続取引日中に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）が算出されない取引日があるときは、当該 10 連続取引日に加えて当該 10 連続取引日後の上限 2 取引日までを含めて計算する。ただし、当該 10 連続取引

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

日中に VWAP が算出されない取引日が 3 取引日以上ある場合であっても、2 取引日を超えて当該 10 連続取引日後の取引日を含めて計算することはしないものとする。) の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の VWAP の平均値を指すものとする。

各本社債の利息は、(i) 当該本社債に係る本新株予約権が行使された場合には当該行使の効力発生日の直前の利払日後、又は(ii) 本新株予約権付社債が償還された場合には償還期日後には、これを付さない。ただし、(ii) の場合において、適式な呈示がなされたにもかかわらず、支払われるべき金額の全額の支払いが不当に留保又は拒絶された場合は、この限りでない。

利払日が営業日でないときは、その翌営業日に支払を行う。ただし、かかる支払の繰下げにより、その金額の調整は行わない。利息の支払場所は、支払代理人の日本国外における所定の営業所である。

8. 本社債の支払代理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

9. 本社債の担保又は保証

該当なし

10. 本新株予約権の割当日及び本社債の払込期日

2007 年 8 月 31 日

11. 発行場所

連合王国ロンドン市

12. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

(1) 種類

当社普通株式

(2) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を下記(3)及び(4)に定める転換価額で除した数とする。但し、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

本新株予約権が行使された場合、当該行使の効力発生日の直前の利払日から当該効力発生日までの間の当該本新株予約権に係る本社債の経過利息に関しては、調整は行わない。

(3) 当初転換価額

900 円とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(4) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合等を除く。）には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

13. 本新株予約権の数

(1) 発行する本新株予約権の総数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とする。従って、本新株予約権の総数は、1,000個及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を100,000,000円で除した個数の合計数となる。

(2) 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とする。

14. 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

15. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

(2) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

16. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了しこれに伴い本新株予約権は消滅する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、上記12.(3)記載の当初転換価額及び本新株予約権

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

が 2009 年 5 月 27 日まで行使できないことを前提とした本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

17. 本新株予約権を行使することができる期間

2009 年 5 月 28 日から 2011 年 5 月 24 日における下記 28. (1) 記載の新株予約権行使受付代理人の営業終了時（行使請求地時間）までとする。

但し、(a)当社が上記 6. (2) (イ)①、②若しくは③又は上記 6. (2) (ロ)①若しくは②のいずれかにより本社債を繰上償還する場合（上記 6. (2) (イ)③ただし書記載の繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。）には、繰上償還日の東京における 3 営業日前の日における下記 28. (1) 記載の新株予約権行使受付代理人の営業終了時（行使請求地時間）後、(b)本社債が上記 6. (2) (ハ)により繰上償還される場合には、償還請求通知書が本新株予約権付社債の要項に従って上記 8. 記載の本社債の支払代理人の営業所に預託された時より後、(c)上記 6. (3) 記載の買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時より後、(d)当社が上記 6. (4) に定めるところにより本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日後は、それぞれ、本新株予約権を行使することはできないものとする。

但し、(x)いかなる場合も 2011 年 5 月 24 日より後は本新株予約権を行使することはできないものとし、また、(y)当社が組織再編行為を実行するために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、本新株予約権は、当社が定める期間（かかる期間は、30 日を超えることはできず、当該組織再編行為の効力発生日以降 14 日以内に終了するものとする。）は行使することができないものとする。当社は、本新株予約権付社債所持人に対して、上記(y)記載の本新株予約権の行使の停止を決定した旨及び停止期間を、当該停止期間が開始する 30 日以上前に通知するものとする。

18. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

19. 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

20. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

21. 本新株予約権の行使の効力

下記 28. (1) 記載の新株予約権行使受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、その他行使請求に必要な条件（利払日が到来していない利札が欠けている場合において、当該利札に係る利息の券面額を支払うことを含む。）が満たされた日の午後 11 時 59 分に本新株予約権の行使の請求があったものとみなされ、従って、本新株予約権の行使の効力は、かかる時刻（日本においては当該時刻に相当する翌暦日における時刻）に発生する。

22. 特約

(1) 追加支払

本社債の元本、割増価格及び利息に関する支払につき、日本国又はその他日本の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法令により要求される場合、当社は、本新株予約権付社債の要項に従い、一定の場合を除き、本新株予約権付社債所持人及び利札所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように追加金を支払う。

(2) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社は、負債若しくは負債に関する保証債務若しくは補償債務を担保する目的で、又は負債について保証若しくは補償する目的で、その現在又は将来の事業、資産又は収益の全部又は一部にいかなる担保も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、(a) 本新株予約権付社債にも同様の担保が付される場合、又は (b) 本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された担保権、保証、補償その他の取決めが付与されている場合は、この限りでない。

また、(i) 当社若しくは当社の主要子会社の国際協力銀行、日本政策投資銀行若しくは独立行政法人雇用・能力開発機構その他類似の団体との契約による負債に関する担保で、かかる担保が法律の定めにより生じる場合、(ii) 法律の定めにより生じた担保、(iii) 払込期日後に当社若しくは当社の主要子会社が取得した資産に付され、若しくはかかる資産に影響を及ぼす担保で、かかる担保が当社若しくは当社の主要子会社が当該資産を取得した日より前に設定された場合、若しくはかかる担保が当該資産の取得のために設定された（但し、当該担保が、かかる担保設定により調達された負債を用いて取得された資産以外の財産を対象としない場合に限る。）場合、(iv) 当社の資金調達のために、確立された実務慣行に従い行われる証券化その他の取決めに応じて、限定され若しくは限定され得る資産について設定され若しくは設定された担保、(v) 払込期日に存在する担保、若しくは払込期日に存在する担保の全部若しくは一部について延長され、更新され若しくは切り替えられる担保（但し、当該延長され、更新され若しくは切り替えられる担保が設定される資産の市場価値が、当該払込期日に存在する担保が設定される資産の市場価値を超えない場合を除く。）、又は (vi) (iii) から (v) までに列挙された担保に加えて、1 件あたり 1,000 億円を超えない負債（当該負債に係る数は限定されないものとする。）に関する担保については、上記の担保設定制限は適用しない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(3) 当社が組織再編行為を行う場合の特約

当社による組織再編行為について提案がなされた場合、当社は、本新株予約権付社債所持人に対して、本新株予約権付社債の要項に従い、かかる提案及び本新株予約権付社債に関する提案について通知を行うものとする。かかる通知には予定される当該組織再編行為の効力発生日を明記するものとする。かかる提案又は予定される当該組織再編行為の効力発生日が決定されていない場合は、当該通知にその旨記載するものとする。その後、当該組織再編行為の効力発生日が変更され又は決定されたときは、同様に本新株予約権付社債所持人に対し通知を行うものとする。また、組織再編事由が発生した場合、当社はさらに、本新株予約権付社債所持人に対して、本新株予約権付社債の要項に従い、その旨及び本新株予約権付社債に関する当社の提案について通知を行うものとする。

(イ) 組織再編事由が発生した場合、(i)その時点において（法律の公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果）法律上実行可能であり、(ii)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ(iii)その実行のためにその全体に照らして当社が不合理であると判断する費用や支出（租税債務を含む。）を当社又は承継会社等に生じさせることがない限りにおいて、当社は、承継会社等をして、本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権（以下「承継会社等の新株予約権」という。）の交付をさせるよう最善の努力を尽くすものとする。かかる承継会社等の新株予約権の交付は、当該組織再編行為の効力発生日において、又は、当該組織再編行為の効力発生日以降に承継会社等が設立される株式交換、株式移転、吸収分割若しくは新設分割の場合は、当該組織再編行為の効力発生日以降 14 日以内の実務的に可能な最も早い日において、その効力を生ずるものとする。

(ロ) 上記(イ)に定める事項に関して、当社は、当該組織再編行為の効力発生日又は上記(イ)に定める承継会社等の新株予約権の交付日のうちいずれか遅い日に、承継会社等の普通株式が、日本の証券取引所に上場され、又は日本の証券取引市場において取引相場を有し若しくは取引されている（以下「上場」と総称する。）ように、最善の努力を尽くすものとする。

(ハ) 本(3)に定める当社の義務は、上記 6. (2) (ロ)①に定める当社の償還通知が交付された場合には、発生しないものとする。

(4) 上記(3)に定める承継会社等の新株予約権は、以下の条件に基づきそれぞれ交付されるものとする。

(イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予約権付社債所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

- (ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記 12. (4) と同様な調整に服する。
- (イ) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の公正な市場価値（独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。）を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- (ii) その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益（独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。）を受領できるように、転換価額を定める。
- (ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権 1 個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。
- (ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
2009 年 5 月 28 日、又は当社若しくは承継会社等が指定する当該組織再編行為の効力発生日以降 14 日以内の実務的に可能な最も早い日のうちいずれか遅い日から、上記 17. に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (ヘ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

- (ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項
承継会社等の新株予約権の取得条項は定めない。
- (チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (i) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (ii) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (リ) 組織再編行為が生じた場合
上記(3)及び本(4)に準じて決定する。
- (ヌ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する当社普通株式の数につき、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

23. 本新株予約権の行使により交付する株式に端数が生じた場合の処理

上記 12. (2)記載のとおり、本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数につき、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

24. 記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債所持人は、本新株予約権付社債券について、記名式の新株予約権付社債券とすることを請求することはできないものとする。

25. 準拠法

英国法

26. 募集方法

買取契約に基づき、発行する本新株予約権付社債のすべてを Citigroup Global Markets Limited

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

に割り当てる。

27. 上場

該当なし。

28. 新株予約権行使受付代理人及びカストディアン

(1) 新株予約権行使受付代理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

(2) カストディアン

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

29. 手取金の使途

本調達による発行手取金は、2009年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下、「既発行新株予約権付社債」という。）の償還資金に全額充当する予定であり、既発行新株予約権付社債が償還されるまでの間、リスクの低い商品により運用する予定である。既発行新株予約権付社債が転換される場合、当社は既発行新株予約権付社債の転換額に応じて本新株予約権付社債の繰上償還を行うことを予定している。

30. 授権株式数の留保

当社は、本新株予約権の権利行使が可能な期間中いかなる時においても、残存する本新株予約権の全部が行使された場合に発行される株式数を、当社の授権済未発行株式中に又は自己株式として留保する。

31. 本新株予約権付社債の募集及び発行は、未決定事項の決定並びに日本及びその他関係諸国における各種の適用法令に基づく届出及び許認可を条件とする。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。